

「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の結果について

令和7年9月10日  
法務省大臣官房司法法制部

令和7年5月7日（水）から同年6月5日（木）までの間、「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を実施したところ、5件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見の概要及びそれに対する法務省の考え方を別紙のとおり公表いたします。

なお、取りまとめの都合上、御意見のうち同趣旨のものは適宜整理させていただきます。

おって、標記政令案は、「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令」として、本日公布されましたので、お知らせします。

御協力ありがとうございました。

「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令案」に対する御意見及びそれに対する法務省の考え方

|   | 御意見の内容（概要）  | 御意見に対する考え方   |
|---|---|--|
| 1 | 危険運転致死傷罪も対象とすべき。  | 危険運転致死罪は、改正後の総合法律支援法第30条第1項第9号イ（1）に規定する罪に含まれており、危険運転致傷罪は、政令案第10条の2第1項に規定する罪に含まれています。   |
| 2 | 政令案第10条の2第2項に規定する治療に要する期間は「1月以上」とするなど、より短い期間とすべき。                   | 「政令で定める程度の被害」については、制度趣旨に鑑み、法定対象犯罪と比肩する程度に重篤な被害を惹起させ、被害者等が自ら刑事手続に適切に関与し又は損害の回復等を図ることを困難とさせる程度のものであり、設定したものです。   |
| 3 | 政令案第10条の2第2項に規定する負傷又は疾病には、肉体の治療だけでなく、心的外傷後ストレス障害も含めるべき。             | 「政令で定める程度の被害」については、「治療に要する期間が3月以上である負傷又は疾病」又は「一定の後遺障害が存する負傷又は疾病」とすることとしており、これらに該当するか否かは個別の事案に応じて判断されることとなります。  |
| 4 | 業務上過失致死傷罪等の過失犯による被害者等が支援の対象から一律に除外されており、狭く限定されたものとなっているため、要件を緩和すべき。 | 「政令で定める罪」の検討に当たっては、制度趣旨に鑑み、被害者等が自ら刑事手続に適切に関与し又は損害の回復等を図ることを困難とさせる程度に重篤な被害を惹起し得るものとして設定したものであり、過失犯については、責任保険制度の存在等も踏まえた上で、制度の創設に当たっては対象に含めないこととしています。 |